

知っておきたい仲裁制度

経済トラブルを迅速に 公平にクールに解決できる

私たちのパチンコ・パチスロ産業においても、さまざまな取引上のトラブルが起きることがあります。示談にするか裁判に持ち込むのが通例ですが、あまり知られてはいませんが、国際的にも国内的にも非常に有効な解決手段として「仲裁制度」があります。(一社)日本商事仲裁協会の横川浩理事長に、第2回理事会(9月25日、仙台)でこの制度の実際について講演していただきました。その講演の要旨をお届けします。



(一社)日本商事仲裁協会 **横川 浩** 理事長

略歴

よこかわひろし 1947年生まれ。1970年、東京大学法学部を卒業し通商産業省に入省。ニューヨーク日本国総領事館領事、青森県警察本部長を歴任。1999年、通商産業省生活産業局長に就任。大阪瓦斯株式会社代表取締役副社長を経て2011年一般社団法人日本商事仲裁協会理事長。現職のかたわら財団法人日本陸上競技連盟会長も務める。67歳

◀仲裁制度の有効性について話す横川浩氏

この制度について
ご存知の方は少ない

皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介にあずかりました、日本商事仲裁協会の横川です。

「仲裁」という制度について、今の日本で、知っているという方は、かなり少ない人だと思います。それだけ知られていません。かくいう私も、大学で法律を専攻し、通産省に入り法律の仕事をしていましたが、ほとんどこの制度を知らなかったくらいです。

現在でも、知り合いのところに電話して、秘書さんや交換に「日本商事仲裁協会の横川です」というと、まず、99%「エッ?」とか「ハッ?」とかいう返事が返ってきます。「三菱商事とか住友商事の『ショウジ(商事)』と、ケンカの『チウウサイ(仲裁)』の『日本商事仲裁協会です』」と言って、

ようやく理解していただきます(笑)。
さわめて認知度の低い制度ではあります。

しかし、実はこれ、なかなか優れモノ

の制度です。ケンカの仲裁とはいっても、基本的には経済取引でのめめごとの、解決手段として活用していただくことのできる大変優れた制度、これが仲裁制度です。

欧米では伝統的に「民のことは民で」

日本では知名度は低いですが、海外ではかなり古くから商取引においては仲裁制度の活用が進んでおります。日本と違い、欧米には、民のことは民で処理をする、という考えが根底にあります。民と民のトラブルである経済取引のめめごとを、裁判所に預けるのではなく、自らの民の手で解決をしようじゃないかという、欧米社会の伝統の中で育ってきた制度です。

日本では、仲裁というといかにも堅苦しくてご理解いただけないところですが、海外では、「アービトレーション(arbitration)」といえば、別に法律と関係ない人でも、「ああ仲裁のことね」とすぐに分かってもらえます。

欧米では国際的な経済取引を巡る紛争の解決手段としてほとんどがこの仲裁IIアービトレーションで処理されています。

「お上におまかせ」 日本では民事でも

日本では、昔からの「お上」信仰というのがなかなか抜けない。それだけ、信頼できる「お上」が存在していたということなのか知れません。例えば、江戸時代は大岡越前守とか遠山金四郎とかが奉行をやっておりました。奉行所は、警察であり検察であると同時に裁判所の機能を担っていました。

そこでは、刑事的な裁判のみならず、民事的なトラブルの解決も担っていました。大岡越前守の「三方一両損」ではありませんが、そういうようなこともお上の手で行われていたのです。その伝統がわが国にはあります。

位置づけてほしい そのための「行脚」

むろん裁判には、裁判の良さがあります。ただ、仲裁には仲裁の良さ、裁判をものぐ良さがありません。日本の食堂では和食というように、裁判というのも日本では大事な解決手段です。ただ、メニューも食べられるということがメニューの中にあると、食の楽しみ

は格段に広がります。

紛争解決でも、ひとつの手段としてメニューの中に、ぜひ仲裁というのを加えておいていただきたい。今、解決しなければならぬ会社のトラブルには、仲裁という解決法がよりマッチしているな、という感じだったら、そちらを選んでいただけるようにメニューに載せていただくことが、とても大事なことでないかと思えます。

仲裁の認知度を高めていくために、今、日本商事仲裁協会の職員にとかく「行商」に歩こうじゃないか、と呼び掛けています。この講演もその取り組みのひとつです。

制度が出来て60年 努力で年間20件に

日本ではどうもなじみのない仲裁制度ですが、日本の仲裁の歴史はけっこう長い。決して昨日今日出来たものでもありません。ちょうど去年が、制度ができて60年、還暦を迎えたところなんです。戦後生まれた制度ですから、まだ若いといえは若い。その後、すくすくと育ってきたというよりは、幼乳的な状態をながく続けていました。

2000年になるころまでには、

大体、年間で仲裁に持ち込まれる案件はせいぜい8件とか、9件とか、ひと桁台でした。それから、われわれの「行商」の効果もありまして、少しずつ拡大して、現在、年間で20件ぐらいの新規の申し立てがあります。

ただ、欧米等では年間で、数百件とか千件という新規の申し立てがあります。それに比べればまだまだ少ないといえます。

仲裁制度は、国内の企業同士の案件も持ち込まれますが、国際的な取引にかかわる案件がやはり多いといえます。そのため、われわれの協会もしばらく前までは「国際商事仲裁協会」と言っていました。年間8割から9割くらいは、海外とのトラブルということになっています。ただ、国内企業同士の案件も数こそ多くありませんが、だんだん増えています。

内々のもめごと 非公開の便利さを

つい最近のことです。新しい申し立てで、両方の関係者の名前が、まったく同じ名前の案件がありました。「あれ、これ申立人も被申立人も同じ名前ですね」と言った

ら、やはり同族会社の会社分割を巡るトラブルを仲裁に持ち込んでこられたということでした。世間にオープンにしたくない、こういう双方のお考えの中から、非公開性を前提にしている仲裁制度をお選びになったのだらうと思えます。会場の皆さんも、いろいろな経済取引をされているかと思いますが、やはり国内の取引が多いと思います。ただ、これからは、外国の企業と契約を結んでライセンスを出していくとか、外国の企業との取引をされることも多いと思います。そうした取り引きでは、仲裁制度の利点がさらに発揮される部分だと思えます。

仲裁の3つの定義

1 自主的に解決する 法律上の私設裁判

仲裁には3つの定義、特色があります。まず、その1つは、仲裁は、〈紛争当事者が、国家の裁判所によらず、自主的に紛争を解決するための、法律で認められた私設裁判〉とされています。

社会的な位置づけとしては、裁判と、まさにケンカ仲裁——あ

いだに人を立てて丸く収めて行くという、古来よりわれわれの社会の伝統の中にあるものと、ちょうど中くらいのところに制度的に位置づけられているものであるといえると思います。法律制度の中には、調停とか和解という制度もあるわけですが、それと裁判との間ぐらいの制度ともいえます。

2 中立的な第三者に委ねてそれに従う

2つ目の定義、特色は、仲裁は、〈紛争当事者が、合意(仲裁合意)に基づき、紛争の解決を中立的な第三者(仲裁人)に委ね、その判断(仲裁判断)に服する紛争解決手続き〉とされています。

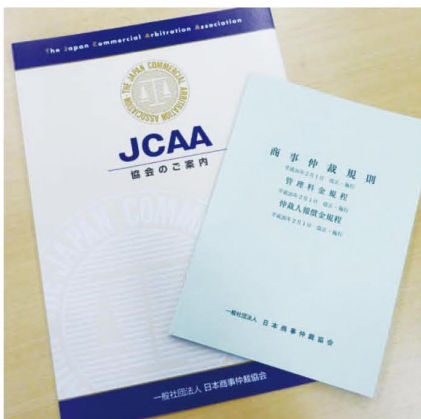
① 双方の合意が前提

ここには3つのキーワードがあります。まず、「紛争当事者の合意」です。これがないと仲裁手続きに入るできません。そこが裁判とは違うところです。裁判は一方的に訴えることができます。相手方を「お白州」に引っ張り出すことができます。仲裁は、しかし、双方の合意が前提になっています。

② 仲裁人を自ら選べる

2つ目のキーワードは「中立的な第三者に委ねる」ということです。裁判は言うまでもなく、国家が裁くわけですから、裁判官という国家公務員が裁判を行うわけです。仲裁制度の場合は、極端に言えばだれでもいい。双方が納得をする限りにおいては、どんな人間に立てて、やつてもらうことも可能です。

仲裁人、すなわち裁判官役になる人を、自らが選べるというところが、民の案件は民の手で、という考え方から生まれた仲裁制度の特色であります。現実には、仲裁人をやっていた方の方の多くは弁護士さんです。ただ、大学教授、企業などである特別な技術に詳しい専門家などもあります。特許のライセンス問題などでは、



日本商事仲裁協会のガイドブック(左)と商事仲裁規則

特許の範囲が厳密に技術的に分析して勝ち負けを決めなくてはいけないという場合があります。そうした場合には、その分野に詳しい専門家を仲裁人に双方合意の上立てるということが出来ます。日本商事仲裁協会の下で行う仲裁を外国人の仲裁人にやつてもらおうということであれば、むしろそれも可能です。

かなり自由に仲裁人を選べるということで、事案に即した判断ができるというわけです。裁判所での裁判になった場合、裁判官とはいつても、ご自分の専門分野や経験で、あるところはご存じでも全然ご存じないところもあると思います。そうした時、裁判に入る前の裁判官に対するブリーフィングというのとはなかなか大変なものらしいです。そのようなことも、仲裁の場合には非常にスムーズに実質的な裁判行為に入っていきます。

③ 判断には強制力

最後3つめのキーワードは「その判断に服する」ということです。別の言葉でいえば強制性があるということです。仲裁人が出した白黒の判断が両当事者を拘束する、これが裁判類似という点です。

和解や調停は、調停人をあいだに立てて、双方が話し合いをしますが、あくまでも話し合いを促す役を調停人がするだけです。調停人の判断を両方に押し付けることはできません。これが仲裁の場合には有無を言わせず仲裁人に従っていただく、ということになります。

3 判決と同じ効力は海を越えても有効

仲裁の定義、特徴の3つ目は、〈仲裁判断は、法律により確定判決と同一の効力が認められている。仲裁判断が任意に履行されない場合には、裁判所に執行を求めるところができる〉ということです。

さらに条約によって国境を越えて強制性を持つということもあります。国内案件よりも海外案件で多く仲裁が使われていると申し上げましたが、その最大の理由が国境を越えて強制性を持つということです。例えば日本と中国の企業の場合を例に考えてみましょう。日本企業が日本商事仲裁協会ですった場合、相手の中国企業に対する中国での執行が容易にできるのが仲裁です。

裁判の場合、日本でいくら勝つ

でも中国へ行つて差し押さえようと思つてもできません。別の裁判を提起しなければなりません。ここが基本的に裁判と仲裁の違いのところ。同時に、仲裁の優れているところ。同時、仲裁の優れているところ。同時に、仲裁の優れているところ。

上訴出来ないから 結論早く一発勝負

仲裁の利点、裁判との違いというところをもう少し整理して、詳しく見てみます。私、仲裁協会に入つた時、いろいろ説明を聞いていたうちに、「速い」「やすい」「うまい」をキャッチフレーズに提案しようかと思つたくらいです。

「速い」というのは間違いなく言えることだと思ひます。仲裁には「上訴」がありません。裁判では、地裁、高裁、場合によっては最高裁まで行く場合があります。不服がある場合には、上へ上へと上げて行けるわけですが、仲裁は一発勝負です。

負けてもどこかへ持ち込むことはできません。裁判所も仲裁で審理された案件は、受け取らないことになっています。これは「仲裁法」という法律で決まっています。物事の判断は一発勝負。それだけ

に厳しい所はありますが、とにかく控訴、上告と、ずるずると上がつていく裁判と違い、仲裁はピシッとする期間に結論が出ます。

仲裁人への報酬は 当事者が負担する

期間が全体として短くなれば、弁護士費用も格段に少なくて済みます。コストの低廉性につながります。ただ、「速い、うまい」のところは、わりと自信をもつて言えるのですが、「安い」という低廉性ではの負担もあります。選んだ仲裁人の報酬を、当事者が払わなければなりません。

裁判の場合には、裁判官は国家公務員ですから給料は国から出ます。仲裁の場合には、民間の方に仲裁人をやつていただくので、その報酬というのは当事者が払うということになっています。

仲裁規則というルールブックがあります。仲裁人の報酬金、それを計算する計算方式、さらには上限金額などが書いてあります。一言でいえば、期間や、その間にどれだけ手間をかけたかというようなこと、また、紛争対処の金額に

よつて、決められた報酬金を支払うということになっています。

巨大な案件ということになります。仲裁人の報酬金というの大きなものとなります。日本商事仲裁協会が扱った案件の中では、争い金額の大きなものとしては、600億円の大型案件がありました。他方で、1000万円以下の案件というのも数多く持ち込まれています。

ただ、最後に勝つた方、負けた方、どちらがどう分担するのかということも、仲裁の中に含まれています。もちろん勝つた方が仲裁人の報酬金の負担が軽減されるといふことはあります。

非公開を利用して 国際案件も増える

国内企業同士の案件の場合、仲裁の非公開性に着目して仲裁を選ばれる例が多いと申し上げました。ただ、国際案件の中でも非公開性に着目して、仲裁を選ぶという事業者は大変多くなつています。日本国憲法第82条には、裁判は原則として公開するということが書かれています。憲法の決まりとして、公序良俗に反するといふこ

く一部の例外は非公開にできるとありますが、基本は公開です。それに対して仲裁は原則非公開ということになっています。

争っていること自体や、争いの中で提出する証拠などに会社の重要な情報が含まれていることが多いわけですが、そういったものを公開したくないのは、今日の発達した経済社会ではよくあることです。非公開性といふのは、仲裁の大きな利点となっています。

また、アメリカのように陪審員制度がある国ではいろいろな情報世の中に出てしまうのではないかと懸念に加えて、陪審員の決定に対する公平、公正性が時として疑われるようなことが混じつてくることもあります。

特に日本企業が外国で裁判をやる時、どうしてもアウエーの裁判となります。その国寄りの判断が出るのではないかと心配もありません。仲裁制度を使うということによって、案件の管轄というのが自由に決められる、仲裁人も選ぶこともできます。本当の意味での客観的な、クールな判断を期待できる、というところが仲裁にはあります。

複数の場合3人で「真ん中仲裁人」が

反面、非公開性の問題点の一つが、裁判のように判例というのが公にならない。裁判には判例集というのがあり、それぞれの裁判の結果が示されています。仲裁というのとはそれが違います。その時その時の判断で仲裁してもらうことになります。

そういう点で、予測可能性みたいなものを期待する方には、物足りないものがあるかと思えます。

裁判官役をやる仲裁人の数ですが、1人をお願いするケースもありますし、複数にするというケースもあります。複数の場合は3人でやります。2人だと、その2人の意見が割れてしまいますと、判断ができないということになってしまいます。そこで3人にして、1人を「仲裁廷の長」、俗に「真ん中仲裁人」などと呼んでいます。判断を取りまとめる仲裁人を決め、結論を出していただく、ということになっています。

140か国の中にガラパゴス状態で

国際的な強制力があるということについても、今少し説明しましょう。仲裁についての国際条約である「ニューヨーク条約」は、140か国以上が加盟しています。どこの国の企業相手に行う仲裁でもたいてい大丈夫です。日本で得た仲裁判断を、相手企業の属する国において、強制執行を容易に執行することができるということになります。

こうした中で、日本の中での仲

裁の利用の低さというものが、国際的にはガラパゴス状態といっても過言ではないと思います。皆さんにも、もっと積極的に活用していただきたいと思います。これは自分で訴えていく場合、申し立てていく場合だけでなく、逆に日本企業の側が、訴えられるということもあるわけでありますので、これから自分の意に沿うかどうかにかかわらず、国際的な取引において、仲裁に巻き込まれる可能性はますます



横川氏の講演に聴き入る理事会のメンバー

す高くなると思われれます。

金額低いと3か月多くは1年くらい

実際の仲裁の手続きは、どのように進められるのでしょうか。ほとんど普通の裁判と同じように進められます。証拠を提出して「仲裁廷」というのを仲裁協会の会議室などで開きます。椅子も法廷と同じような形に作りまして、そこで双方、丁々発止とやりあうわけです。

仲裁廷での審議が速いのは間違いないと思いますが、どのくらいでしょうか。実際、難しい案件が多いので、けっこう時間はかかります。いま平均して1年くらいです。

ただ、非常に短いものもあります。申し立て、係争の金額が2000万円以下の案件については、簡易仲裁制度というのがあります。これは3か月以内にならず結論を出す、ということになっていきます。こういうふうにはあらかじめ決まっています。大きいものでも、基本的に控訴、上訴がありませんから、そんなに延々とやるということはありません。

難しくても重要な案件ですと、数

年になるような場合もありますが、ほとんどの案件は1年ぐらいで判断が出ます。

最初の契約の時に「仲裁解決」の条項を

仲裁は「双方の合意」で成り立つと申し上げました。ただ、その合意というのは実際に、ことが起きてからではなかなか大変です。最初が肝心です。最初の契約の時に、仲裁条項をしっかりと入れておくことが必要です。実際にトラブルになつてから、特にこちら側が相手を訴えるという時に、仲裁で行くうじゃないかといつても、先方が飲まない可能性が高い。

最初の契約の時に、もしこの取引に間違つて問題が起きたら、仲裁でやりましょうねという条項をしっかりと入れておく——現在では、これが国際間の契約の時の一般的な形となっています。

仲裁条項の入れ方も重要です。私たち日本商事仲裁協会がお勧めしているのが、以下の仲裁条項です。

へこの紛争からまたはこの契約に關して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または



意見の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従つて、日本国東京において、仲裁により最終的に解決されるものとする。

公平公正とはいえず 仲裁の場所が重要

ここで重要なポイントは、仲裁をする場所をどこでやるかということを書くということです。このモデル仲裁条項では「日本国東京において」としています。相手が強く言うからというので、なかなか行きにくいような外国の都市に決めたりすると大変です。

紛争が起きた場合、いちいちそちらへ出張しなければならぬばかりか、アウエーでの不利な交渉を強いられることになります。サッカーの試合ではありませんが、ホームゲームとアウエーゲームは何やかや違います。公平公正に裁

く仲裁とはいえず、やはりホームゲームは、いろんな意味でやりやすい。

日本商事仲裁協会が行う仲裁では、日本企業の「勝率」は高いですが、これは日本商事仲裁協会の仲裁が日本企業にえこひいきしているわけではなく勝つべくして勝つたたので。

国によっては裁判の不公平、不公平があります。仲裁においてもそういう懸念のある仲裁機関もあります。なるべく、最初の契約の時に日本で仲裁を行うということを明記することをお勧めしています。そのへんのこだわりが重要です。

グローバル化時代 賢く使つて発展を

今、アジアでは、自分の国で仲裁をやつてもらおうと、立派な仲裁機関を次々に作っています。最

近、元気がいいのがシンガポールです。香港の仲裁機関、韓国の仲裁機関も国が応援して立派な仲裁機関を作っています。

モデル仲裁条項を示しましたが、これは相手のあることです。契約の中に日本で仲裁をやるという条項を入れ難いこともあります。そうした場合には相手企業の国、土地での仲裁とせず、双方関係のない第三国で仲裁を行うことも可能ですので、この方がまだましだと思います。

最近では「クロス方式」というのがあります。たがいに被申立人の国の仲裁機関を使うという取り決めです。日中で言うなら、中国の企業を訴える時には中国の仲裁機関で仲裁を行う、逆に日本の企業が訴えられるときには日本で仲裁を行う、というやり方です。完全アウエーでやるよりましといえるでしょう。

いずれにせよ、仲裁地というのはかくも重要です。こうしたことを踏まえ、皆さんには、グローバル化の進む新しい時代に、仲裁を賢く利用して、事業の発展に尽くしていただきたいと思ひます。

ご清聴ありがとうございました。